

令和 8 (2026) 年度ヤングケアラーに関する SNS 相談支援及びオンラインサロン等
企画運営業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 (2026) 年度ヤングケアラーに関する SNS 相談支援及びオンラインサロン等企画運営業務

2 委託期間

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日 (水) から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日 (水) まで

3 業務の目的

社会全体でヤングケアラー支援に向けた取組が進んでいるものの、ヤングケアラーの負担は家庭内のデリケートな問題であることから、相談しづらい傾向があり、当事者が悩みや経験を安心して話せる場の存在が重要である。

については、ヤングケアラーがアクセスしやすい SNS を利用した相談窓口を運営することで、必要な支援につなぐきっかけとするとともに、定期的にオンライン及び対面形式によるヤングケアラー同士等がつながる「集いの場」を提供し、悩みや経験などを共有し孤立感の軽減等を図る。

4 委託業務の内容

上記 3 「業務の目的」を踏まえた上で、ヤングケアラーに対する SNS による相談受付及びオンラインサロン及び対面イベントの企画・運営を行うこと。

なお、実施に当たっては、以下に掲げる要件を踏まえることとし、詳細については県と協議の上決定すること。

(1) LINE を利用した相談窓口の運営

ア 内容

- ・ヤングケアラーがいつでも気軽に相談できる LINE による相談窓口を運営し、相談支援を行う。
- ・他機関との連携を要するケースについては、必要に応じて県ヤングケアラー・コーディネーターを通じて必要な支援につなげる。
- ・チラシやカード、画像等の広報物を作成する。
- ・県主催のヤングケアラー支援に関する市町研修会に参加し、相談状況を共有するとともに、相談の実績・経験等を基に助言を行う。

(2) オンラインサロンの実施

ア 開催頻度

- ・隔月程度

イ 内容

- ・当事者同士又は元ヤングケアラー等が交流しながら、経験や悩みの共有や助言を受けられるよう「集いの場」を開催する。
- ・参加者の希望に応じて、容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保ができる仕組みを講じる。

(3) 対面イベントの実施

ア 開催回数

- ・3回

イ 内容

- ・ヤングケアラー当事者が、休息を取りながら、仲間や大人と悩み等を共有したり、自己を見直したりすることができる場とする。
- ・県内の子ども・若者が集まる場との連携や、LINE 相談窓口・オンラインサロンとの連携により、心理的にヤングケアラー当事者が来場しやすい方法をとる。
- ・開催地域が偏らないよう配慮すること。

(4) 留意事項

- ・業務の実施に当たり、日程調整等の業務は随時、県と協議して行うこと。
- ・オンラインサロン及び対面イベント開催時のファシリテーションは、ヤングケアラーに関する一定の知識や理解を有している者が担当すること。
- ・ヤングケアラーが気軽に参加できるよう、支援関係機関と連携した広報や運営に努めること。

5 その他

(1) 業務責任者の通知

委託契約締結後、受託者は、業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、発注者に書面で提出するものとする。

(2) 実績報告書の提出

年度の委託業務の終了後、受託者は、発注者に実績報告書を提出する。

(3) 再委託について

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ県と協議の上、その一部を再委託することができる。

(4) 守秘義務について

受託者は、本業務を実施する上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(5) 仕様書にない事項の取扱い

本仕様書に明示のない事項又は内容に疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、その取扱いについて定めることとする。